

**奈良市移動支援事業大学修学支援型  
利用の手引き**

**令和5年3月**

**奈良市福祉部障がい福祉課**

## 奈良市移動支援事業大学修学支援型 利用の手引き

移動支援事業大学修学支援型は、大学等が重度の障害がある方が修学するために必要な支援体制を構築できるまでの間において、修学に必要な身体介護等を提供し、大学修学をサポートするものです。

### 大学等の範囲

この事業の対象となる「大学等」とは、学校教育法に基づく大学等（大学（大学院）および短期大学も含む。）、高等専門学校、専修学校及び各種学校）で、以下の要件を満たすものです。

- (1) 障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口が設置されていること
- (2) 大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること

## 1. 対象者

奈良市内に在住で、次の(1)～(4)のすべてに当てはまる方

- (1) 重度訪問介護を利用している方、または重度訪問介護の利用対象者の方 ※1
- (2) 上記「大学等の範囲」の要件を満たす大学等に在籍されている方で大学等の協力を得られる方（利用申請時に大学等から要件確認の書類を提出していただくため、事前に大学等にご相談ください。書類については6ページをご確認ください）
- (3) 入学後に停学その他の処分を受けていない方
- (4) 学修の意欲があり、適切に単位を修得している方（病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由による場合を除く）

### ※1 重度訪問介護とは…

常時介護を必要とする重度の肢体不自由者、または、知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に、居宅における介護・外出時の移動中の介護等を行う障害福祉サービスです。

## 2. サービスの内容

大学等への通学中および大学等の敷地内における身体介護等（以下、例示）

- ・ 食事介助
- ・ 水分補給
- ・ 移動の介助
- ・ 排泄介助
- ・ 衣類の着脱

※大学等からの帰宅途中における余暇活動等、修学に関わらない活動への支援については対象外です。

## 3. サービス利用にかかる費用

時 間	算定単価
30分以内	800円
30分を超えて1時間以内	1,600円
1時間を超えて1.5時間以内	2,400円
1.5時間を超えて2時間以内	3,200円
以後、30分増すごとに	800円を加算

<利用者負担額>

利用料の10%（ただし所得に応じて1カ月の上限額が決められています）

世帯区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市町村民税 非課税世帯	0円
一般	市町村民税 課税世帯	37,200円

世帯の範囲は、障害者（18歳以上）とその配偶者、障害児（18歳未満）の場合は保護者の属する住民基本台帳上の世帯とします。

## 4. サービス実施事業者

重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けており、かつ奈良市移動支援事業個別支援型の指定を受けた事業者

## 5. 利用にかかる手続き

サービスを利用するためには申請手続きが必要です。利用を希望する場合は事前に奈良市役所障がい福祉課へご相談ください。申請時は必要な書類を添えて申請してください。申請に係る流れや必要書類等については「6. 手続きのながれ」をご確認ください。

### ◎支給決定の内容が変更になるとき

支給決定の内容が変更になる場合は、「地域生活支援事業利用（変更）申請書（第25号様式）」および変更内容に応じて利用計画などの必要書類の提出が必要です。なお、支給量の変更は翌月からとなります。時間数の変更が必要な場合は、必要となる前の月に申請してください。

### ◎支給決定の更新

支給決定の期間は、その開始日の属する年度の3月31日までです。  
次の年度も引き続き事業の利用を希望する場合は、再度利用申請の手続きが必要です。

### ◎利用を終了する時

支給決定を受けている方が、次のいずれかに該当する場合は、届出が必要です。

- (1) この事業の利用を辞退する場合
- (2) 大学等を卒業または退学した場合
- (3) 大学等を休学した場合
- (4) この事業の対象者の要件に該当しなくなった場合
- (5) (1)～(4)のほか、事業の利用の必要がなくなった場合

### ◎支給決定の廃止

支給決定を受けている方が、次のいずれかに該当する場合は、支給決定を廃止します。

- (1) 市外転出した場合
- (2) この事業の対象者要件に該当しなくなったと認められる場合
- (3) 不正その他偽りの申請により支給決定を受けた場合
- (4) (1)～(3)のほか、適切な利用と認められない場合

## 6. 手続きのながれ

### 利用を希望する方

利用を希望する場合は、事前に奈良市役所障がい福祉課へ相談してください。

### 新規申請の場合

- ① **利用の要件を確認できる書類を準備**
  - ・大学等に在籍していることを証する書類
  - ・前年度の修得単位数を確認することができる書類（大学等に2年以上在籍している者に限る。）
  - ・修学先が作成する書類2点（6ページ「大学等の方 対象学生が新規申請の場合」を参照）
  
- ② **事業者に対して、大学等での支援について打診**
  
- ③ **サービスの利用計画を作成**

事業者や相談員、市の担当職員等と相談しながら週間の計画を作成してください。
  
- ④ **以下の書類を添えて、奈良市役所障がい福祉課に利用申請**
  - ・申請書（地域生活支援事業利用（変更）申請書（第25号様式））
  - ・承諾書
  - ・サービスの利用計画
  - ・“①”で準備した書類
  
- ⑤ **市障がい福祉課が支給決定**

利用要件等を確認し、利用者へ「地域生活支援事業利用（変更）決定通知書」を発行
  
- ⑥ **事業者と契約を結び、利用計画に沿ってサービス提供開始**

## 更新申請の場合

- ① **利用の要件を確認できる書類を準備**
  - ・大学等に在籍していることを証する書類
  - ・前年度の修得単位数を確認することができる書類（大学等に2年以上在籍している者に限る。）
  - ・修学先が作成する書類3点（6ページ「大学等の方 対象学生が更新申請の場合」を参照）
- ② **サービスの利用計画を作成**

事業者や相談員、市の担当職員等と相談しながら週間の計画を作成してください。
- ③ **以下の書類を添えて、奈良市役所障がい福祉課に利用申請**
  - ・申請書（地域生活支援事業利用（変更）申請書（第25号様式））
  - ・承諾書
  - ・サービスの利用計画
  - ・“①”で準備した書類
- ④ **市障がい福祉課が支給決定**

利用要件等を確認し、利用者へ「地域生活支援事業利用（変更）決定通知書」を発行
- ⑤ **事業者と契約を結び、利用計画に沿ってサービス提供開始**

## 大学等の方

この事業の利用を希望する学生から申し出があった場合は、以下の書類を記入・作成してください。

### ◎対象学生が新規申請の場合

- ・在籍する大学等において、障害のある学生の支援について協議等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署又は相談窓口が設置されていることがわかる書類（運営規定など）
- ・大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていることがわかる書類（計画書など）

### ◎対象学生が更新申請の場合

- ・在籍する大学等において、障害のある学生の支援について協議等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署又は相談窓口が設置されていることがわかる書類（運営規定など）
- ・大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていることがわかる書類（計画書など）
- ・前年度に提出した支援体制の構築に向けた計画について、過去1年間の進捗状況がわかる書類

## 事業者の方

- ① この事業について支援依頼があった場合は、利用目的の確認やサービス実施日程等の確認、利用計画の作成など事前調整を行う
- ② 利用者の「地域生活支援事業利用（変更）決定通知書」を確認する
- ③ 利用計画に沿ってサービス提供開始
- ④ サービス提供月の翌月10日までに以下の書類を添えてサービス費を市に請求
  - ・請求書
  - ・明細書
  - ・移動支援事業利用実績記録表
- ⑤ 請求に基づき市がサービス費を支給